

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第165号）（建設局土木管理部自転車政策課）

自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1キロワット以下のものに限る。以下同じ。）を保有する台数が増加する傾向にあることから、自動二輪車を駐車させる場所を確保し、利用者の利便性の向上を図るとともに、自動二輪車の放置の防止に資するため、次に掲げる駐車場について、自動二輪車を駐車させることができることとしました。

- (1) 京都市円町駅自転車等駐車場
- (2) 京都市東寺駅自転車等駐車場
- (3) 京都市近鉄十条駅自転車等駐車場
- (4) 京都市花園駅自転車等駐車場
- (5) 京都市松尾大社駅自転車等駐車場
- (6) 京都市石田駅自転車等駐車場
- (7) 京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

なお、定期駐車券の発行は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第165号

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

京都市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「又は原動機付自転車」を「、原動機付自転車及び自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1キロワット以下のものに限る。以下同じ。）」に改める。

第6条第2項第2号及び第8条第3項第2号中「原動機付自転車」の右に「及び自動二輪車」を加える。

別表第2(2)の項中「(2)」を「(3)」に改め、同表(1)の項を次のように改める。

(1)	京都市円町駅自転車等駐車場、京都市東寺駅自転車等駐車場、京都市近鉄十条駅自転車等駐車場、京都市花園駅自転車等駐車場、京都市松尾大社駅自転車等駐車場、京都市石田駅自転車等駐車場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車
(2)	京都市御射山自転車等駐車場及び京都市太秦自転車等駐車場	自転車及び原動機付自転車

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市自転車等駐車場条例第8条の規定による京都市円町駅自転車等駐車場、京都市東寺駅自転車等駐車場、京都市近鉄十条駅自転車等駐車場、京都市花園駅自転車等駐車場、京都市松尾大社駅自転車等駐車場、京都市石田駅自転車等駐車場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場の自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1キロワット以下のものに限る。）に係る定期駐車券の発行は、この条例の施行前においても行うことができる。

(建設局土木管理部自転車政策課)